

周南市小野、花河原飲料水供給施設基金条例の一部を改正する条例制定
について

周南市小野、花河原飲料水供給施設基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市小野、花河原飲料水供給施設基金条例の一部を改正する条例

第1条 周南市小野、花河原飲料水供給施設基金条例（平成15年周南市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 山陽自動車道建設に伴うトンネル工事により湧水した周南市小野、花河原地区の飲料水供給施設の維持管理、整備その他の経費に充てるため、周南市小野、花河原飲料水供給施設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

第4条第1項中「周南市小野、花河原飲料水供給施設の維持管理に要する」を「第1条に規定する」に改め、同条第2項を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

第2条 周南市小野、花河原飲料水供給施設基金条例の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

周南市花河原飲料水供給施設基金条例

第1条中「小野、花河原地区」を「花河原地区」に、「周南市小野、花河原飲料水供給施設基金」を「周南市花河原飲料水供給施設基金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は小野地区の飲料水供給施設の周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成22年周南市条例第31号）第2条第1項に規定する水道事業（以下「水道事業」という。）への統合の日（以下「統合日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 統合日において現存する小野地区の飲料水供給施設の設備（水道事業に移管した設備を除く。）の撤去に要する経費に充てるための基金の処分については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市小野、花河原飲料水供給施設基金条例新旧対照表（第1条の改正）

現 行	改 正 案
<p><u>（設置）</u></p> <p><u>第1条 山陽自動車道建設に伴うトンネル工事により濁水した周南市小野、花河原地区の飲料水供給施設の維持管理に要する経費に充てるため、日本道路公団から補償金として支払われた資金をもって地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、周南市小野、花河原飲料水供給施設基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>（基金の額）</u></p> <p><u>第2条 基金の額は178,260,000円以上とする。</u></p> <p><u>（運用益金の処理）</u></p> <p><u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計の予算に計上して、周南市小野、花河原飲料水供給施設の維持管理に要する経費の財源に充てるほか、この基金に積み立てるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による積み立てが行われたときは、基金の額は、当該積立額相当額を増加するものとする。</u></p>	<p><u>（設置）</u></p> <p><u>第1条 山陽自動車道建設に伴うトンネル工事により濁水した周南市小野、花河原地区の飲料水供給施設の維持管理、整備その他の経費に充てるため、周南市小野、花河原飲料水供給施設基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>（積立て）</u></p> <p><u>第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。</u></p> <p><u>（運用益金の処理）</u></p> <p><u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計の予算に計上して、第1条に規定する経費の財源に充てるほか、この基金に積み立てるものとする。</u></p> <p><u>（処分）</u></p> <p><u>第6条 基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分するこ</u></p>

現行	改正案
(委任) <u>第6条</u> (略)	<u>とができる。</u> (委任) <u>第7条</u> (略)

周南市小野、花河原飲料水供給施設基金条例新旧対照表（第2条の改正）

改正前	改正案
<p data-bbox="241 335 929 367"><u>周南市小野、花河原飲料水供給施設基金条例</u></p> <p data-bbox="190 422 291 454">（設置）</p> <p data-bbox="138 470 1120 638">第1条 山陽自動車道建設に伴うトンネル工事により渇水した周南市小野、花河原地区の飲料水供給施設の維持管理、整備その他の経費に充てるため、<u>周南市小野、花河原飲料水供給施設基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p data-bbox="1249 335 1825 367"><u>周南市花河原飲料水供給施設基金条例</u></p> <p data-bbox="1198 422 1299 454">（設置）</p> <p data-bbox="1146 470 2123 638">第1条 山陽自動車道建設に伴うトンネル工事により渇水した周南市花河原地区の飲料水供給施設の維持管理、整備その他の経費に充てるため、<u>周南市花河原飲料水供給施設基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>